

令和6年10月から充電式電池の分別収集が始まります！

豊橋市では、充電式電池の混入などを原因とするごみ収集車の火災が発生（R4年度2件、R5年度2件）しています。このような火災は人命に関わる大事故の原因となるだけでなく、ごみの収集や処理が滞るなど、市民サービスに重大な支障をきたす可能性があります。

そこで、令和6年10月から充電式電池は「危険ごみ」として収集を開始するとともに、使い捨ての電池や充電式電池が取り外せない小型家電は「こわすごみ」から「危険ごみ」に分別を変更します。



車両火災後の様子（R4年度）

| 充電式電池 | 使い捨ての電池 | 充電式電池が取り外せない小型家電 |
|---|---|--|
| モバイルバッテリーなど | アルカリ・マンガン乾電池、ボタン電池など | 加熱式たばこ、電動歯ブラシ、電気シェーバー、スマートフォン、携帯ゲーム機、デジタルカメラ、ワイヤレスイヤホンなど |
|  |  |  |
| ※自動車用バッテリーなどの鉛蓄電池は除く | ※水銀使用・不使用に関わらず | ※1辺が60cm未満のもの ※パソコンは除く |

すべて
危険ごみへ

【周知方法】 広報とよはし9月号同配チラシ、ホームページ、SNS等

（裏面へ続く）

ポイント 令和6年10月からごみの分別が変わります！(現状の11分別には変更ありません)

9月まで

| 対象品目 | | 分別区分 (指定日) | ごみステーションへの出し方 |
|-----------------------|-------|--|------------------------------|
| 使い捨て 電池 | 水銀使用 | 危険ごみ (1回/4週) | 透明か半透明の袋に入れて、指定日にごみステーションへ出す |
| | 水銀不使用 | こわすごみ (1回/4週) | 指定ごみ袋に入れて、指定日にごみステーションへ出す |
| 充電式電池が取り外せない 小型家電 | | | |
| 充電式電池 (モバイルバッテリー等) | | 市で収集・処理できません。小型充電式電池やボタン電池は電気店、販売店などの「リサイクル協力店」へ持ち込むことができます。 | |



10月以降

| 対象品目 | 分別区分 (指定日) | ごみステーションへの出し方 |
|-------|-----------------|------------------------------|
| 上記すべて | 危険ごみ (1回/4週) | 透明か半透明の袋に入れて、指定日にごみステーションへ出す |

★危険ごみの出し方 (令和6年10月以降)

以下A、B、Cの分類に分け、それぞれ透明又は半透明の袋に入れてください。



| | | | | |
|-----|--------|-----------------|------|--------------|
| 問合先 | 分別について | 環境部ゼロカーボンシティ推進課 | 課長補佐 | 杉浦 (51-2402) |
| | 収集について | 環境部収集業務課 | 課長補佐 | 手島 (61-4136) |